小路地区まちづくり申し合わせ書

（趣旨）

第１条　小路地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、地域の活性化と未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的として、次のとおり申し合わせ（以下「この申し合わせ書」という）をし、会員（協議会規約第４条）一同これを厳守することとする。

（対象の区域）

第２条　この申し合わせ書の対象となる区域は、別紙、寝屋川市小路地区まちづくり申し合わせ書概略図に示す区域とする。

（協議会と市の役割）

第３条　協議会はこの申し合わせ書に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動し、寝屋川市に対し必要な助言及び指導を求めるものとする。

（土地利用の制限）

第４条　会員は会員所有の土地を転用または第三者へ転売もしくは賃貸等転用する場合、土地利用計画等について、協議会へ諮ることとする。

２　前項の場合において、当該土地を、①青少年の健全な育成に支障がある設備②その他協議会として望ましくない施設・用途へ転換しようとする場合、協議会が一定の制約を課すことを了承する。
但し、協議会の役員会（以下「役員会」という。）の了承を経て、短期間利用するものについてはこの限りでない。

（営農環境の保全）

第５条　会員は、農との共存を図るため、農作業が支障なく行われるよう相互に協力する。

（申し合わせ違反者に対する措置）

第６条　この申し合わせ書に違反があった時は、役員会と違反者で協議し、改善が図られない場合は、役員会の議決を経て協議会会長がその氏名及び違反の内容を他の会員に公表する。

（申し合わせ書の有効期間）

第７条　この申し合わせ書の有効期間は、締結日から起算して 3 年とする。ただし、役員会で協議の上、総会の議決を得たときは、3 年ごとにこれを延長する。

（補　足）

第８条　この申し合わせ書を対象地区住民等関係者に広く知らせるため、まちづくりニュース等を作成し、周知に努めるものとする。

２　この申し合わせ書の運用にあたっては、協議会において適正かつ公正に努めるものとする。

３　この申し合わせ書の事項に疑義が生じた場合又はこの申し合わせ書に定めのない事項については、役員会にて協議を行い決するものとする。

４　この申し合わせ書の内容について変更する必要が生じた場合又は新たに定める必要が生じた場合は、役員会にて協議を行い総会で定めるものとする。

平成１８年4月２２日から施行する
平成１９年 7 月２５日に総会の議決を得たため、協議会名を小路・国守町地区まちづくり協議会から、小路地区まちづくり協議会に変更する
平成２０年８月９日に総会の議決を得たため、平成２１年４月２２日より３年間有効期間を延長する
平成２４年５月１３日に総会の議決を得たため、平成２４年５月１３日より３年間有効期間を延長する。

小路地区まちづくり協議会
会長
会員一同
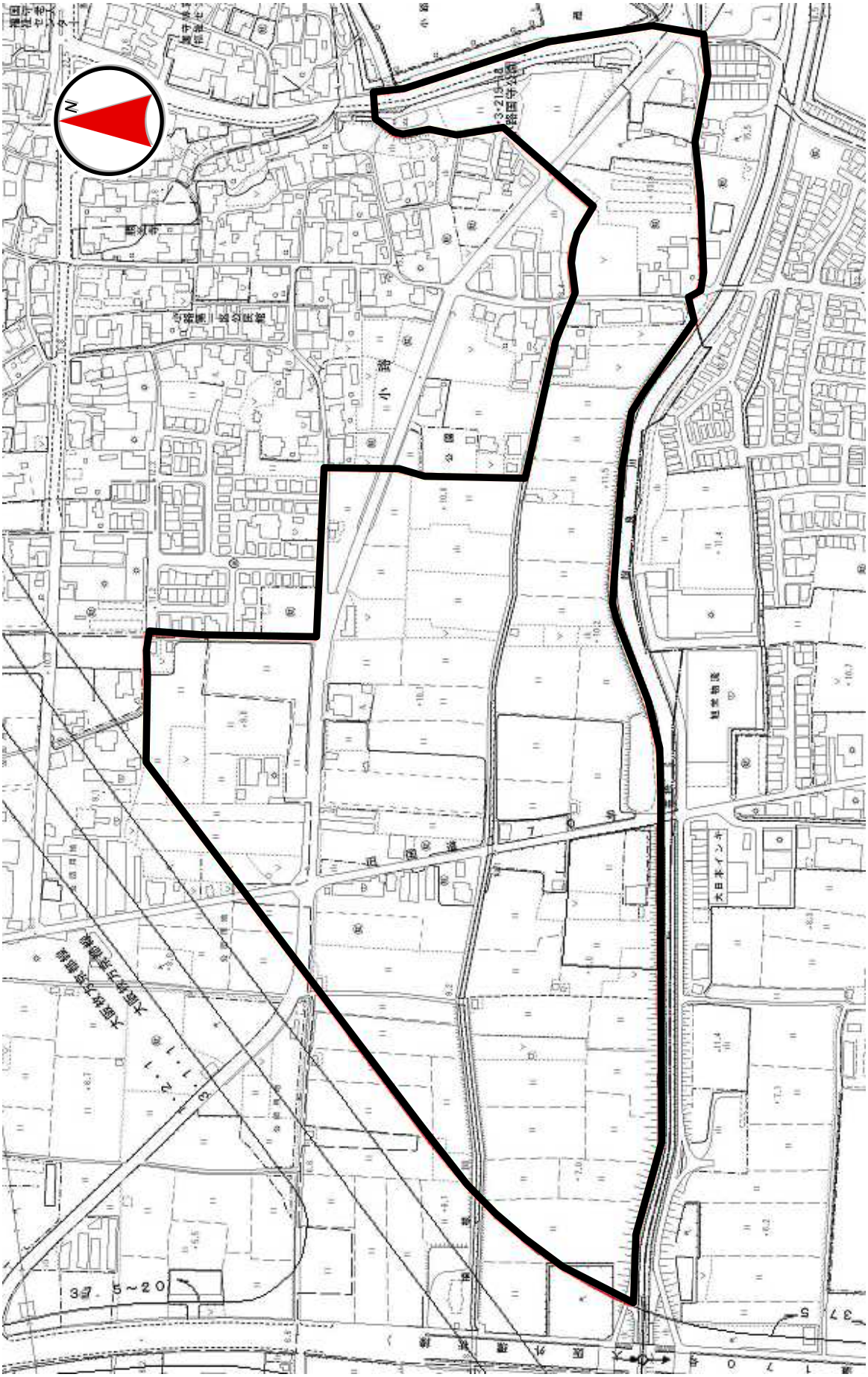
寝屋川市小路地区まちづくり申し合わせ書　概略図